

◎新潟県告示第984号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) [(2S, 4S)-2, 4-ジメチルアゼチジン-1-イル] [(8R)-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-イル] メタノン（通称名：LSZ、LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 1-（4-フルオロ-3-メチルフェニル）-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- $\alpha$ -PVP、MFPVP）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和4年9月9日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。